

東洋社会党をめぐる自由民権期の 社会主義観

大田 英昭

はじめに

- 1 東洋社会党の結成をめぐる情報の伝播と流通
- 2 東洋社会党観をめぐる親政府派と民権派との対立
- 3 東洋社会党の結社禁止をめぐる諸言説の展開

おわりに

はじめに

自由民権運動の高揚した1881年10月から翌年にかけて、日本各地に多くの政党・政社が叢生したことは、周知のとおりである。指原安三編『明治政史』（1892～93年刊）⁽¹⁾以来、自由党・立憲改進黨・立憲帝政党を中央の三大政党とし、この三党との連絡関係で各地の政党勃興の状況を記すのが、政治史の叙述の仕方として一般的だろう。ところが、この政党勃興期のさなか、1882年9月に刊行された『日本政党事情』は、同時代の諸政党の系統を大きく「自由党、立憲改進黨、立憲帝政党、東洋社会党ノ四政党」⁽²⁾に分類し、論評する形をとっている。ここになぜ「東洋社会党」の名があるのか、現代の読者にはいぶかしく思われるかもしれない。

史料上確認できる東洋社会党の活動の事績は、1882年4月18日長崎で開かれた会合で樽井藤吉^{たるいとうきち}を中心に党が結成されたこと、5月初旬佐賀の松原神社に旧佐賀藩主の徳を称える扁額が東洋社会党の名義で奉納されたこと、5月25日鳥原で開かれた会合で党則が議論されたこと、7月7日長崎警察署長から樽井に党の結社禁止が言い渡されたこと、以上にすぎない⁽³⁾。たいした活動もなく短命に終わったこの微々たる一地方政社が、同時代の政治書においては、中央の自由党や立憲改進黨と並んで大きく紹介されているのである。当時のこうした、東洋社会党の実態からして過大な扱い

(1) 指原安三編『明治政史』第十五編（明治文化研究会編『明治文化全集 第9巻正史篇（上巻）』（第三版）日本評論社、1968年、432頁）。

(2) 大久保常吉編『日本政党事情』思誠堂蔵版、1882年、21頁。なお、本書でそれぞれの政党の説明に費やされている頁数の分量は、自由党系の諸政党が25頁、改進黨系の諸政党が13頁、帝政党系の諸政党が23頁に対し、東洋社会党は19頁と、他に比して遜色がない。

(3) 東洋社会党の活動については、田中惣五郎『東洋社会党考』一元社、1930年（復刻版、新泉社、1970年）、小松裕「東洋社会党の基礎的研究」（『熊本近代史研究会』会報）200号、1987年1月）、高木知明「東洋社会党に関する一試論」（『日本歴史』511号、1990年12月）などの先行研究がある。

は、この本のみにとどまらない。本稿で後述するように、東京・大阪の諸新聞は1882年4月末から8月初めにかけて、長崎における東洋社会党の一挙手一投足に注目し、逐一その風聞を報じている。それはいったいなぜだろうか。

その理由の一つは、東洋社会党がヨーロッパの「社会党」(socialistの訳語で、社会主義運動および社会主義者を総称する当時の用語)に類するものとして、当時一般に捉えられていたことがあるだろう。日本の諸新聞では1878年からヨーロッパの「社会党」の動向について多くの報道や論評が現れており、「社会党」は貧富の平等、私有財産制の廃棄、君主政治の廃止を主張し、国家・社会の秩序に危険をもたらす「邪党」である、という見方が民権派・親政府派ともに広く行き渡っていた⁽⁴⁾。とりわけ人々を驚愕させたのは、81年3月、「社会党」の一分枝とみなされていた「虚無党」(nihilistの訳語で、ロシアのナロードニキを指す)によってロシア皇帝アレクサンドル二世が暗殺されたというニュースであった。後述するように、東洋社会党を名乗る人々が出現した際、諸新聞および官憲の関心を集めたのは、この集団が欧州の「社会党」とどのような関係にあるのか、という問題だったのである。

本稿は、先行研究が明らかにしてきた東洋社会党の組織の活動実態そのものではなく、同時代のメディアや官憲によって作り出された東洋社会党のイメージのほうに焦点を当て、この党の出現が日本社会に与えたインパクトはいかなるものだったかを、当時の社会主義観とあわせて解明したい。この課題に取り組むため、本稿は、東京・大阪における民権派(自由党・立憲改進黨系)メディアの『朝野新聞』『東京横浜毎日新聞』『郵便報知新聞』『自由新聞』『日本立憲政党政新聞』『東京経済雑誌』、親政府派(立憲帝政党系)メディアの『東京日日新聞』『明治日報』『大東日報』、および地元メディアの『西海新聞』(長崎)など、新聞・雑誌に表れた東洋社会党をめぐる言説を主な分析対象とし、官憲側の諸史料もあわせて検討するものとする。

1 東洋社会党の結成をめぐる情報の伝播と流通

(1) 東洋社会党の結成をめぐる現地の報道と警察の密偵

1882年4月15日、長崎の『西海新聞』に、18日正午から長崎・十善寺郷で「東洋社会党第一部第一同盟会」を開催する旨の広告が出現した。同様の広告は以降、16日から18日にかけて連日同紙に掲載され、予告どおり18日に東洋社会党の最初の会合(第一同盟会)が行われている。同紙は25日の社説で、この会合に参加した者は「無慮八九名ノ多キニ及ベリ」と報じ、同党の「主義」は「西洋ニチラホラタル彼ノ社会党ヲ真似タルモノ」で、その「小支店ヲバ我が東洋ニ開クガ為メノ拳」であると断じ、次のように論じている。

西洋の「社会党」は「宇宙間最モ危激暴戾ノ革命党」であって、その主張する「社会平均ノ主義」

(4) 自由民権期の「社会党」論についての先行研究は、林茂「自由民権論の社会的限界——その社会党論に関する一考察」(『国家学会雑誌』53巻8号、1939年8月)(明治史料研究連絡会編『自由民権運動(明治史研究叢書第3巻)』所収、御茶の水書房、1965年)、長江弘晃「明治十二年における社会主義論争をめぐる」(『日本大学精神文化研究所・教育制度研究所紀要』第8集、1977年3月)、芝原拓自「民権派の社会党・虚無党論——明治社会思想史の一齣」(『経済科学』34巻4号、1987年3月)などがある。

は「貴賤貧富」を否定し「吾人が凍賦ノ自由ヲ損害シ、社会ノ天法ヲ紊乱スル」ものである。欧州諸国でこのような「邪党ノ暴説」を支持する者は、「擅治圧制ノ聞コエアル」ロシアとドイツの「貧苦小民」と「亡命ノ究士」もしくは「好奇ノ暴人」だけである。それに比して日本は「聖明天子」の治下、「自由ノ気運ハ漸クニ発達シ、参政権利モ亦従ツテ伸ビシ」としているなか、「社会党」のような「危激暴戾ノ邪党」を起こすゆえんはない。したがって、東洋社会党の結成は「無益有害ノ非挙ヲ真似」る「洒落」にすぎない、と⁽⁵⁾。ここで展開されている「社会党」＝「邪党」観は、当時の新聞界に流布していた一般的通念であった⁽⁶⁾。東洋社会党の結成は、そうした「危激暴戾ノ邪党」を真似る行為として非難されたのである。

長崎の警察も東洋社会党に注目し、4月18日の会合に密偵を潜り込ませていた。その報告には、「社会ノ真理ハ彼ノ魯国ノ虚無党ナルモノニアリ、故ニ予ハ該党ノ真理トスル処ヲ取りテ我社会党ノ主義トセン」（樽井藤吉）、「人間ハ上下ノ別ナク、上天子ヨリ下庶民ニ至ルモ天ノ賦スル所同一ナリ。故ニ社会ハ平均スルニアリ、之ヲ平均セバ政府アラズシテ可ナリ。因テ其主義トスル処ハ社会ヲ平均シ、政府ヲ破壊シ、天賦ノ自由ヲ全フシ、人間ノ権利ヲ保ツニアリ。…（中略）…漸々着手シ、日本ヨリ朝鮮支那ニ及ボシ、^(ママ) 西亜ノ一大社会党ヲ興起センコトヲ目的トスルナリ」（横田彪彦）などと、参加者の発言が記録されている⁽⁷⁾。この報告は長崎県警部から内務省警保局長へ送られた後、5月8日に内務卿山田顕義から左大臣有栖川宮熾仁親王に上申され、各参議にも回覧された。樽井らが事実このとおりに発言したかどうかはともかく、東洋社会党の「主義」は天賦人權論および平等思想に基づくものとされ、欧州の危険な「虚無党」「社会党」の類としてその動向が官憲に注目されるとともに、この情報は政府の中枢にも共有されたことがわかる。

太政官大書記官井上毅ら高級官僚の画策で結成された熊本の国家主義政社紫溟会の機関誌『紫溟雑誌』でも、隣県での東洋社会党の結成が次のように報道された。「長崎ニテ或ル無頼漢ガ首唱ニテ、東洋社会党第一部ト称スルモノヲ設ケ、無智無産ノ賤民ヲ嘯集シ、其人員モ已ニ百五十名程有テ、専ラ貧富平均ノ説ヲ主張シ居ル由ナルガ、元は無頼漢ノ集合ナレバ、毫モ意ニ介スルニ足ラズト雖、国家ノ体面ヲ汚ガスニ至テハ、其罪恕スベキニ非ラザルナリ」⁽⁸⁾。東洋社会党がまだ本格的な活動を始めていないうちから「無智無産ノ賤民」「無頼漢ノ集合」「国家ノ体面ヲ汚ガス」などと非難されているところに、西洋の「社会党」イメージに基づくと思われる警戒ぶりがうかがえる。

(2) 大阪・東京における東洋社会党関連情報の流通と報道

長崎の東洋社会党結成に関する情報は、ただちに大阪、東京へと伝播され、波紋を広げてゆく。大阪での第一報は、4月20日付の『日本立憲政党新聞』と『大東日報』との二紙によってなされた。大阪の民権派政党「立憲政党」の機関紙『日本立憲政党新聞』⁽⁹⁾は、長崎で東洋社会党の広告が出た

(5) 「奇ヲ好ムノ人ヲ警ム」（『西海新聞』1882年4月25日）。なお傍点は引用者による。以下同じ。

(6) 注(4)の諸論文を参照。

(7) 1882年4月28日付、長崎県警部より内務省警保局長宛報告（井出孫六・我部政男・比屋根照夫・安在邦夫編『自由民権機密探偵史料集』三一書房、1981年、88～90頁）。

(8) 『紫溟雑誌』7号、1882年5月1日。

(9) 立憲政党は近畿地方の民権派を糾合して1881年11月に大阪で結成された民権派政党。党の総理として自由党

ことに触れ、「社会党の気焔は延いて東洋に及びたるものか」と述べつつ、この団体が欧州の「社会党」と同種のものかどうかは不明だとしている。一方、政府に近い立憲帝政党系の『大東日報』も同日、前記の『西海新聞』紙上の東洋社会党広告を引用し、この団体がもしも「彼の欧州諸国に行はるゝ社会党」であるならば国家の将来にとって憂慮すべきことで、「力を極めて筆誅撲滅に尽力」せねばならないとした。なお、この『大東日報』記事は五日後、同じく親政府派の『東京日日新聞』（4月25日）に転載され、これが東洋社会党に関する東京での第一報となった。

その後、東洋社会党の結社禁止の報が伝わるまで三か月余りの間、東京・大阪の各新聞紙は、はるか遠く長崎から伝えられるこの小さな一政社の動向や風聞を、逐一報道し続けてゆく。それをリードしたのは、大阪の『日本立憲政党新聞』と、東京の民権派紙『朝野新聞』⁽¹⁰⁾であった。

『日本立憲政党新聞』は5月7日、東洋社会党の発起人として樽井藤吉の名を報じた。さらに5月14日付の同紙は、九州遊説に派遣された新井毫の長崎からの報告として、樽井・丸毛兼通ら東洋社会党の中心人物たちの発言を掲載している。彼らの主張は、「東洋ノ衰運ヲ挽回」するには「守旧、自由、漸進、急進等ノ手緩キ主意手段」では足りず、「宜シク突進シテ東洋ノ陋夢ヲ打破」る覚悟が必要だというのであった⁽¹¹⁾。

一方、『朝野新聞』は5月14日、佐賀の松風社からの通信として、東洋社会党の動向を伝えている。それによれば、同党の主張は「天地の公道に基き旧来の陋習を破壊する、大詔を奉戴し徳義を以て平等の権利を企図する、等の要旨」にあるという。また、「東洋社会党松浦部三千余名総代」の名義で、旧佐賀藩主鍋島閑叟が実施したという「財産公平之制」（後述）を讃える旨の扁額が閑叟の廟宇に奉納されたことを報じ、「該党は遠からず肥前国中に蔓延する」だろうという予測を伝えた。この『朝野』の記事は、『東京日日新聞』（5月15日）に転載された後、さらに大阪にも伝えられ、『日本立憲政党新聞』（5月19日）や、大衆的な小新聞の『朝日新聞』（5月20日）が転載した。それは、東洋社会党の動向が衝撃と好奇の相半ばする話題として受けとめられたことを示している。

さらに東京・大阪各紙の耳目を集めたのは、5月25日に長崎県島原で開催された東洋社会党の第二回目の会合（第二同盟会）である。この会合の存在は『大東日報』（5月27日）と『朝野新聞』（6月2・4日）が伝えていたが、会合の内容を最初に明らかにしたのは『日本立憲政党新聞』（6月6日）であった。その記事は「同地の某より」の投書として、当日来会した黨員について「東京、大坂、新潟、佐賀より各一名づゝ、長崎より三名、神代より四名、嶋原人は無慮数百名」と伝え、議論された党則のうち第一章の綱領三か条（「第一条 我党は道徳を以て言行の規準とす」「第二条 我党

副総理の中島信行が迎えられたが、自由党に合流せず独自の活動を展開した。古沢滋を主幹として1882年2月1日に創刊された同党の機関紙『日本立憲政党新聞』は、自由党機関紙『自由新聞』（1882年6月25日創刊）に先立つ日本最初の民権派政党機関紙である。原田久美子「関西における民権政党の軌跡——立憲政党小論」（『歴史評論』415号、1984年11月）、岡満男「日本立憲政党新聞の三年七ヵ月」（『評論・社会科学（同志社大学人文学会）』9号、1975年3月）、参照。

(10) 『朝野新聞』は社長の成島柳北と編集長の末広鉄腸のコンビで藩閥政府を攻撃する政論や雑録が人気を集め、1882年当時、東京の政論新聞の年間発行部数において同紙は『東京日日新聞』や『郵便報知新聞』を上回り、トップの地位にあった。成島は立憲改進黨員、末広は自由黨員であり、両党派の読者を幅広く集めていた。山本武利『新聞記者の誕生——日本のメディアをつくった人びと』新曜社、1990年、117～145頁、参照。

(11) 新井毫「九州大会派出記事拾遺（二）」（『日本立憲政党新聞』1882年5月14日）。

は社会公衆の最大福利を以て目的とす」第三条 我党は平等自主を以て主義とす)を掲載した。同様の報道は翌日以降、大阪(『朝日新聞』6月7日)・東京(『東京横浜毎日新聞』6月9日、『郵便報知新聞』6月10日)の各紙に現れている。なお地元長崎の『西海新聞』は6月14日になってようやく、『日本立憲政党政新聞』に載せられたのと同じ党則を掲載している。おそらく大阪での報道を逆輸入する形になったのだろう。

また『朝野新聞』は6月7日、「長崎に寄寓の白尾某よりの投書」として東洋社会党の「主義目的」について報じ、「人の権利は平等」という立場から「華士族平民」の身分階級制の存在や納税額による府県会の「選挙被選挙権の制限」を批判したり、地主が小作人に課す小作料を「人の労力を盗む公賊」として非難したりする同党の主張を紹介した。この記事は東京から大阪(『日本立憲政党政新聞』6月11日)、熊本(『熊本新聞』6月20日)へと転載・拡散された。

さらに7月1日、『日本立憲政党政新聞』は「長崎樺島町に寓する某氏より寄せられたる報道」として、東洋社会党員の主張を伝えた。その要旨は、「天賦の道義心と平等自由の法則を重んずるの精神」を涵養すべきこと、「政治法律」はやがて「無用の長物」となり「政府廃滅の日は、即ち吾人が希図する所の真正の文明世界に達するの時」であること、「土地は人間共有の天賜物」であること、東洋社会党は天皇の「聖慮を奉体」するものであること、党の事業として、機関紙発行のほか、「貧民救護」「身分平等」「権利均一」「人類改良」などに着手すべきこと、党の「主義」を「朝鮮支那」に伝播し「東洋の衰運を挽回」すべきこと、等々であった。この記事も『朝野新聞』(7月5日)、『自由新聞』(7月6日)など東京の民権派各紙、さらに田口卯吉の主宰する『東京経済雑誌』(119号、7月8日)へと、ほぼ全文が次々に転載されている。

以上のように、長崎の微々たる一地方政社にすぎない東洋社会党の動向は、東京や大阪の諸新聞によって注目され、その情報がさまざまな経路で伝播・流通したのである。同党は欧州を揺るがすあの危険な「社会党」と同類なのかどうか、という問題へのメディアの興味と関心の高さを、そこにうかがうことができよう。なお、東洋社会党をめぐる多くの情報を媒介した『日本立憲政党政新聞』と『朝野新聞』は、いずれも速報性を重視しない言論中心の政論新聞であり、地方に社の通信員を常置しておらず⁽¹²⁾、民権派のネットワークによる現地の読者からの寄書・投書、および九州遊説中の社員からの報告をそのまま引用する形で、同党の動向とその主張内容を詳しく紹介するにとどまり、そこに主観的な価値判断を含む論評を差し挟むことを避けていた。そうした民権派両紙の報道姿勢は、後で触れる親政府派メディアのそれと大きく異なっていたことに注意したい。次節では、親政府派メディアと民権派メディアとを区別し、それぞれの東洋社会党観の特徴について具体的に検討する。

2 東洋社会党観をめぐる親政府派と民権派との対立

(1) 親政府派各紙の東洋社会党観

1882年3月、明治政府首脳部の関与のもと、『東京日日新聞』社長の福地源一郎、『明治日報』社

(12) 岡、前掲論文、および山本、前掲書、143頁、を参照。

主の丸山^{さくら}作楽、『東洋新報』社長の水野寅次郎らによって立憲帝政党が結成された。原敬を主筆とする大阪の『大東日報』も同党の機関紙である。これら帝政党系各紙が展開する君主主権論に対して、君民共治の立場から民権派各紙が批判を加え、主権の所在や政党内閣の是非をめぐり両者の間で激しい論争が繰り広げられたことは、周知のとおりである。東洋社会党の出現がまさしくこの論争の最中であったことは、注意を要する。社説欄に大きな紙面を割いて東洋社会党の脅威を論じ、その排撃を繰り返し主張したのは、とりわけ帝政党系の各紙だったのである。

なかでも東洋社会党に対する攻撃に熱心だったのは、『東京日日新聞』であった。同紙の社長兼主筆の福地は、ロシア皇帝暗殺事件直後に書いた社説「尊王論」（1881年3月26日）⁽¹³⁾で、「〔社会党の一引用者補〕邪説ヲシテ万一ニモ我皇国ニ浸染スルコトアラシメバ、我皇室ヲ如何センヤ」と、皇室の安寧が脅かされる危険性を憂慮し、「社会党ノ邪説ヲ未萌ノ今日ニ防ガンコト、吾曹ノ一大職務ナルベシ」と宣言していた。そうしたなか、突如現れた東洋社会党に対する彼の見解は、社説「東洋社会党」（1882年5月18日）に示されている。

この社説で福地は次のように述べる。東洋社会党の主張は「平等ノ権利」と「財産公平之制」の二点にあり、とくに後者は、「其党ガ主張スル所ハ西洋ノ社会党ノ邪説ニ異ナラザルノ明証」である。東洋社会党という「ソシヤリスト類似党派」は「欧洲邪党ノ挙措ニ倣フ輩」であって、「社会ノ秩序ヲ壊リ国家ノ安寧ヲ破ル」その「邪説」を放置しておくならば、「狂暴ハ愈々狂暴ニ流レ、遂ニ東洋虚無党ノ団結ヲ見ルニ至」るかもしれない。「我日本帝国ニ於テハ決シテ欧洲ノ惨劇ヲ演ズルナカラシメン」ためにも、「社会党ノ邪説ハ其気焰ノ未ダ甚シカラザルノ初ニ於テ之ヲ撲滅」しなければならない、と。このように福地は、東洋社会党を「西洋ノ社会党」と同一視し、皇帝暗殺を執行した「虚無党」の「惨劇」をも想起させつつ、その「撲滅」を唱えたのである。彼にとって東洋社会党の出現は、一地方の些事として放置できない不吉で重大な事件であった。

『東京日日』は以後、東洋社会党の解散の報が伝えられるまで約二か月にわたり、東洋社会党撲滅キャンペーンを展開する。同紙は論説欄に、穂積八束「東洋社会党」（6月2日）、村上浩「東洋社会党」（6月16日）、三木伍介「社会党論ヲ關グノ急務」（6月26日）を掲載して同党を攻撃し、また同党の一派が豪農商の家から金銀を恐喝するなど「凶者の悪業」をほしいままにしているといった、根拠の怪しい風聞を再三にわたり掲載した⁽¹⁴⁾。

在京の帝政党系新聞の一つである『明治日報』は、東洋社会党への攻撃を民権派に対する非難へとつなげる社説を掲載した⁽¹⁵⁾。それによれば、「財産ヲ平均シ尊卑貧富ノ殊別ヲ混同」することを主張する東洋社会党は、「国体ヲ破壊シ秩序ヲ紊乱スルノ邪党」である。「自由、改進黨ノ両党」も、こうした「邪党」に対しては「力ヲ極メテ之レヲ排駁」すべきである。ところが両党の機関紙には東洋社会党に対する批判が少なく、「寧ロ称賛ノ意ヲ含ムガ如キノ文ヲ弄」するなど、「邪党モ亦民権主義ヲ拡張シ、政府ノ権勢ヲ減殺スルノ器械ナリトシテ、己レガ党勢ヲ援ルノ用ニ供セントスルガ若キ

(13) 本社説を含め、一人称を「吾曹」とする『東京日日』社説は基本的に社長の福地の執筆を示すものと考えられる。岡安儀之「『東京日日新聞』社説目録（一）」（『メディア研究』41号、2017年2月）参照。

(14) 例えば、「社会党彙聞続稿」（『東京日日新聞』1882年7月5日）、「天草郡」（同上紙、1882年7月10日）、「東洋社会党」（同上紙、1882年7月17日）など。

(15) 「芽而不伐終有用斧之憂」（『明治日報』1882年6月21日）。

有様」である。いったい両党は「何ヲ憚テ東洋社会党ト云フガ如キ危険ナル党派ノ持説ヲ攻撃セズ、口ヲ箝シテ其為ス所ニ任ズルカ」。このように同紙は、自由・改進黨が「無制限ノ自由主義」に立って「此邪党ヲ庇廕スルガ如キ形迹」のあることを示唆し、そうした民権派の態度を非難したのである。

また、大阪の帝政党系新聞『大東日報』が三回にわたり連載した社説「東洋社会党」（5月11・12・13日）は、東洋社会党の危険性を政府当局に向けて訴え、その禁圧を要請した点で注目すべきである。同紙によれば、東洋社会党は「吾輩ガ平生ニ最モ悪^{にく}ミ最モ恐れ、彼ノ歐洲諸国ニ流行スル社会党ト同一ノモノ」である。「社会党」「共産党」「虚無党」は「大同小異ノ党派」であり、その主張は土地共有論・財産共有論・貴賤上下無差別論・政府法律無用論にあつて、それは「吾人々類社会ヲ率キテ禽獸社会ニ陥ラ」せる「邪説」である。わが国でも、この「恐れベク忌ムベキ邪説」が最近「長崎ニ於テ其ノ萌芽ヲ発生」した。とかく「過激疎暴ノ挙動」を好む「無頼ノ悪漢」に事欠かないわが国で、「貧富ノ懸隔」に付け込み、ひとたび「人心ヲ刺衝スルニ足ル社会論ヲ唱へ、以テ無智無産ノ賤民ヲ煽動嘯集」するようなことがあれば、たちまち「社会党ノ毒焰」は「帝国全州ヲ掩蔽スルニ至ル」ことになる。こうした「我国ノ大患深憂」たる東洋社会党に対処すべく、同紙は政府に向けて次のように訴える。

「吾輩ハ我が政府ニ向ツテ、速ニ法令ヲ発シ之レヲ嚴禁セシムコトヲ切望セザルベカラズ。其ノ気焰ノ未ダ熾^{さかん}ナラズ其ノ勢力ノ未ダ強カラザルニ及ンデ之レヲ禁遏セバ、何ソゾ之レヲ撲滅スルニ難カラシヤ。…（中略）…東洋社会党ノ長崎ニ顕レシヨリ今ニ数十日ナルモ、政府ハ更ニ聞知セザルガ如キヲ以テ見レバ、政府ノ周密ナルモ、其ノ気焰勢力ノ微弱ナルヲ見テ、決シテ憂フルニ足ラザルモノトナセシヤモ知ルベカラズ。故ニ吾輩ハ其ノ決シテ小患浅憂ニアラザル所以ヲ論ジ、我が政府ノ注意ヲ喚起セント欲スルナリ。」⁽¹⁶⁾

東洋社会党の勢力が大きくなならないうちに、政府は法令によってこれを禁止すべきだ、というのである。東洋社会党の存在を軽視しているようにみえる政府に対し、国家の治安への同党の潜在的な脅威について注意を喚起するのが、この社説の目的だった。

『大東日報』紙はその後も、東洋社会党をテーマとする社説の続編を掲載している⁽¹⁷⁾。政府は「新聞条例」と「集会条例」によって自由民権の「輕躁過激ノ徒」の演説や議論を取り締まっているが、「国安ヲ妨害スル主義ヲ以テ組織スル東洋社会党」は野放しにされている。しかし、「政治上ノ改革」を主張するにとどまる民権派の「輕躁過激ノ徒」に比して、「財産平均」という「社会上ノ改革」を主張する東洋社会党の潜在的な「害」はいっそう大きく、「恐れベキモノ」なのだ。「吾輩ハ今日ノ東洋社会党ヲ憂フルニアラズ、今日ノ東洋社会党ガ将来禍乱ノ端ヲ啓クヲ悲シムナリ」。このように同紙は、東洋社会党の出現が将来の禍の種となることを憂慮し、「我が政府ノ速ニ此ニ注意セラレ、其ノ根ヲ抜き、其ノ源ヲ塞ギ、東洋社会党ヲシテ跡ヲ帝国内ニ絶タシメラレシムコトヲ切ニ望」んだ

(16) 「東洋社会党」（『大東日報』1882年5月13日）。

(17) 「再ビ東洋社会党ヲ論ズ」（『大東日報』1882年5月30日）。

のである。実際、この社説の四日後に改正・強化された集会条例が公布され、これによって東洋社会党が結社禁止を命ぜられることについては、後述するとおりである。

(2) 民権派各紙誌の東洋社会党観

親政府派(帝政党系)各紙と同じく、民権派の各新聞も長崎での東洋社会党の結成に注目し、その報道を怠らなかった。ただし全体的に民権派各紙は、東洋社会党の動向や主張を詳しく紹介する一方、それについての論評を避けていた点に、親政府派各紙とは異なる報道の態度がみられる。

そうした報道の態度について、帝政党系の『明治日報』が、民権派は「無制限ノ自由主義」に立って東洋社会党を庇っているのではないか、という非難を浴びせたことは先にみた。これに対し、立憲改進黨系の『郵便報知新聞』は次のように反論している。自由・改進黨両党が東洋社会党を攻撃しないからといって、両党を目して「帝政を忌むものなり、無制限の自由主義をとる者なり」などと非難するのは筋違いだ。「賊」の捕縛に尽力しないからといって「汝も賊類なり」ということはできないし、対岸の「火災」を傍観するからといって「其放火人たるを証する」こともできない。「改進黨諸士の如きは、社会党を対岸の火災視する者には非ざる可しと雖ども、未だ其組織、性質、目的等を熟察せず、徒らに其名に仰天して忽ち之を攻撃する等(帝政党の様に)の軽躁粗忽なる行為は、改進黨諸士の常に戒慎する所ならん」⁽¹⁸⁾。われわれが東洋社会党を攻撃しないのは、彼らの主張を認めているからではない。東洋社会党の実態を見極めもしないで、早急にその撲滅を連呼するような帝政党人士の軽はずみなやり方に、われわれは同意できないだけだ、というのである。

『明治日報』社説に対する上の『郵便報知』の反論の中で、東洋社会党について「賊」「火災」という喩えが用いられていることに注意したい。「社会党」=「邪党」観は『郵便報知』にも共有されていたといってよく、ただ同紙が発論したのは、「邪党」を庇っているという嫌疑をかけられたことに対してであった。

民権派の東洋社会党観を示す一例として、自由経済論者の田口卯吉が主宰する『東京経済雑誌』の社説「東洋社会党」(114号、1882年6月3日)がある。田口は同月25日に創刊される自由党の機関紙『自由新聞』の社説を担当するなど、自由党と協力関係にあってその経済政策を代弁していた。『東京経済雑誌』は上記社説のほか、109号(4月29日)・118号(7月1日)・119号(7月8日)・123号(8月5日)・124号(8月12日)にも東洋社会党をめぐる記事を掲載するなど、同党の動向に田口が深い関心を寄せていたことが知られる。

『東京経済雑誌』の上記社説は次のように述べている。東洋社会党は「貧富懸隔の弊」を解決するために「共有財産の制」の実現を目指す党派である。だが、「貧富懸隔」が年々甚だしくなるというのは彼らの「謬想」にすぎず、実際は「自由社会の貧富は漸く相平均するの傾向」にあるという。

「仏国の碩儒トークビル氏曰く、人間の有様は自然に同等に赴くものなり、又曰く、同等は天意なりと。故に人間の意思行為を束縛することなく、其れをして自由の運動を得せしめば、夫の封建時代の専権制度の下に生長せし貧富懸隔は年を逐ふて自然に消滅するものなり。何ぞ

(18) 禍門居士「驚て候」(『郵便報知新聞』1882年6月22・23日)。

故らに人力を用て之を制するを要とせんや。」⁽¹⁹⁾

田口の自由経済論によれば、貧富懸隔は「封建時代の専権制度」の遺制によるものである。個人の経済活動に公権力が介入するのをやめ、「自由の運動」に委ねるならば、貧富の懸隔はおのずと消滅に向かうはずだ。したがって「人力」で貧富懸隔をコントロールする必要などない、というのである。そもそも、東洋社会党の主張する「共有財産の制度」は、富を生み出す「需要」「労働」「富裕」という「三者の関繋を破壊し、財貨生殖の源流を杜塞する」結果となるだろう。なぜなら、「共有財産制の下」では勤労の大小にかかわらずすべての人が同一の報酬を受け取るため、「人々競て勤労を避け、終には一人の勤労を取てする者なきに至る」からである。

同社説はこうした自由経済論に基づき、「共有財産の制」を「自滅の愚策」であるとみなし、東洋社会党の主張は「我國の安寧進歩を壊滅せんとする」ものだと断じたのである。ここにもやはり、当時の通念としての「社会党」＝「邪党」観が共有されているとみてよい。確かに同社説は、「干戈もて之を伐ち、法律もて之を罰するが如きは、予輩の甚だ欲せざる所」だとして権力による東洋社会党への弾圧については一応反対しているものの、社説の力点は、「社会党」の思想を危険な「謬想」とみなしてその「蔓延を防ぐ」ことのほうに置かれているのである。

上とは異なる民権派の東洋社会党観を示すものに、『朝野新聞』が1882年6月23日から8月2日にかけて十一回にわたり連載した長大な社説「論歐洲社会党」がある。城多虎雄⁽²⁰⁾の執筆したこの社説は、独・露・仏・英の「社会党」の歴史と現状を紹介しながら、その思想・運動の課題と目的について論じた、自由民権期において最も体系的に整理された社会主義論である。この社説で城多は、欧州の発達した社会主義運動と比べて、東洋社会党はその組織も主張も未熟な代物にすぎないとみている。が一方で、「此輩〔東洋社会党のこと一引用者注〕已ニ自カラ社会党ヲ以テ名トシ、下民ヲ誘導シ財産平均ノ論ヲ主張スルト聞ケバ、他日或ハ化シテ歐洲ノ如キ社会党ヲ現出センモ知ル可カラズ」⁽²¹⁾と、東洋社会党が将来の日本に本格的な「社会党」の発生する種子となりうる可能性にも触れている。そして城多によれば、「社会党」は「近世ノ文明」が「独り中等社会ニ利ニシテ、而シテ勞力社会ニ不利ナルモノ」であるところから、必然的に出現してくるものである。

「政治上ノ革命ハ、中等社会ガ従来ノ治者ニ対シテ已レノ自由ヲ得、已レノ權利ヲ固ウスルヲ以テ目的トシタル者ナルガ故ニ、其ノ革命ノ結果ハ多ク中等社会ニ利シテ、未ダ曾テ勞力社会ニ其ノ影響ヲ及ボサルト云フモ亦可ナリ。…（中略）…嗚呼、政治上ノ自由僅カニ伸長シテ社会上ノ圧制相踵テ起リ、自由競争ノ理極ツテ資本専横ノ害生ズ。貧富懸隔、豪族兼併ノ弊、

(19) 「東洋社会党」（『東京経済雑誌』114号、1882年6月3日）。

(20) 城多は1853年生まれ、開成学校を病気で退学後、農商務省の属官となり、80年欧州各国の物産取り調べのため欧州へ派遣された際に社会主義思想を研究したという。帰国後は官途を離れ、82年朝野新聞に入社。その直後に執筆した「論歐洲社会党」は末広鉄腸に高く評価された。翌年『京都滋賀新報』（後の『中外電報』）主筆となるが、やがて肺患に倒れ、89年死去した（西田長壽「論歐洲社会党」の筆者について）（明治文化研究会編『明治文化全集 第15巻 社会篇（続）』日本評論新社、1957年、9～14頁）を参照）。

(21) 「論歐洲社会党」（『朝野新聞』1882年6月23日）。

茲ニ至テ亦極マルト謂フ可シ。其レ此クノ如ク、文明ヲ進捗スルノ器械ハ凶ラズモ勞力社会ヲ
虐使スルノ媒介トナリ、政治上ノ自由ハ却テ多数ノ人民ヲ驅ツテ資本ノ压制ニ服從セシムルニ
至ル。是ヲ以テ憂世ノ士ハ…(中略)…当今ノ所謂社会党ナル者ノ濫觴トナリタルナリ」⁽²²⁾

ここには、先の『東京経済雑誌』社説とは対照的な「社会党」観が表れている。城多によれば、貧富の懸隔は封建の遺制によるのではなく、むしろ封建制を倒した「政治上ノ革命」の結果実現した「自由競争」がもたらしたものである。「政治上ノ自由」を得た「中等社会」は、やがて「資本専横」の下に「労力社会」を従属させるようになり、そうした「社会上ノ压制」に対する反抗として「社会党」が出現してくるというのである。城多は「社会党」の主張内容には必ずしも賛同できないとしながらも、欧州における「社会党」の発展は決して「一時ノ狂瀾」ではなく、「深く其ノ源ヲ社会ノ組織ニ発シタル者」であるとし、その理論について深く研究する必要があることを強調した⁽²³⁾。

民権派各紙は親政府派のように東洋社会党の撲滅を声高に叫ぶことはなかったが、一般的通念としての「社会党」=「邪党」観はやはり広く根を張っていたといえる。そうしたなかで城多の論説は、欧州の社会主義思想と運動についての知識を啓蒙することで、「社会党」を「邪党」視する通念を払拭し、民権派が東洋社会党をめぐる問題に正面から取り組んでゆく可能性を開くものであった。だが次節でみるように、政府はその時間を民権派に与えることなく、東洋社会党に対し強権を発動するのである。

3 東洋社会党の結社禁止をめぐる諸言説の展開

(1) 集会条例の改正と東洋社会党の結社禁止——明治政府の東洋社会党観

1880年4月に制定された集会条例は、国会開設の請願運動の波に乗って高揚しつつあった自由民権運動を取り締まるため、政治的集会および結社に対して厳しい制約を課すものであった。さらに、自由党、立憲改進黨など民権派の諸政党が各地で結成される状況に対応するべく、いっそう厳しい規制を集会条例に盛り込むことが、82年春頃から政府内で検討されていた。

集会条例の追加改正案の作成作業は山県有朋を議長とする参事院において進められ、82年5月19日に最初の成案が提出され、再検討のうえ20日に別の成案に差し替えられた。この新しい成案には、治安に妨害ありと認められる結社・集会の内務卿による禁止権が新設されたが、その直接の動機は東洋社会党結成への対応にあったとされる⁽²⁴⁾。事実、本稿の第1・2節で触れたように、東洋社会党第一同盟会の警察密偵報告が内務卿から各参議に回覧されたのが5月8日であり、5月中旬には東洋社会党の動向をめぐるさまざまな風聞が各紙で報じられていた。とりわけ、親政府派の『大東日報』社説が法令による東洋社会党の禁止を政府に要請したのが5月13日、政府首脳と太いパイプをもつ福地源一郎が『東京日日』社説で東洋社会党の早期撲滅の必要を訴えたのが5月18日

(22) 同上、1882年6月27日。

(23) 同上、1882年8月2日。

(24) 中原英典「『集会条例』立法沿革序説(下)」(『レファランス(国立国会図書館調査立法考査局)』309号、1976年10月、21頁)。

であったことを想起すれば、結社・集会禁止権の新設の背景の一つに東洋社会党問題があったことを推測しても、大過あるまい。

集会条例の追加改正案は6月1日、元老院会議に上程された。その席上、元老院議員の箕作麟祥は次のように発言している。「彼ノ新聞紙上載スル所ノ長崎ニ起リシ社会党ノ如キハ頗ル激論党ニシテ、其主義ノ急激ヲ表センガ為メニ突飛ノ名ヲ命ゼリト云フガ如キ無頼ノ徒ハ、乃チ治安ヲ害スル者ナルヲ以テ、充分ノ検束ヲナサルベカラズ」⁽²⁵⁾。東洋社会党は治安を害する存在なので厳しく取り締まらねばならない、という空気が政府内にあったのを物語る発言である。元老院会議での審議と修正を経て6月3日、改正集会条例が公布され、「凡ソ結社若クハ集会スル者内務卿ニ於テ治安ニ妨害アリト認ムルトキハ之ヲ禁止スルコトヲ得」という内務卿による結社・集会の禁止権、および秘密結社の禁止を定める第十八条が新設されたのである。

集会条例の追加改正の作業が始まったころ、民権派の動きが活発化する地方の民心の動向を把握するため、参事院議長山県有朋の提案で、地方巡察使が各地に派遣されている。九州地方に派遣された参事院議員の渡辺昇は、太政大臣三条実美宛の復命書（6月19日付）で、東洋社会党をめぐる長崎県の民情について次のように報告した。

「長崎県下ニハ一種ノ社会党ナルモノノ現出シ、元來該党ナルモノハ一ニ青年書生ノ日耳曼社会党ノ主義ヲ唱道スルニ係リ、其目的トスル処ハ紛議アル無智ノ小民ヲ鼓動シ己レガ主義ヲ拡張セシメスル景況ニテ、追々伊万里地方ニ影響ヲ及ボシ延テ島原地方ニ及バントスル趣ニ相聞、今其一端ヲ挙グレバ、旧佐賀藩主殿閑叟ノ代ニ於テ貧者救済ヲ主トシ処分シタル加地子米猶予地一件今ニ落着ニ不至候処、社会党ナルモノ、主義ト略々符合候ヨリ、該党ナルモノ之ヲ仮リ大ニ伊万里地方ノ人民ヲ慫慂シ、人民モ忽チ之ニ応ズル耳ナラズ該党ノ主義ヲ賛成スルニ及ビタリ。乃チ数千人ノ人民、閑叟ノ廟前ニ額ヲ献ジ其徳ヲ称赞シ以テ大ニ貧富平均主義ニ風靡セシメントス。右ノ景況ニテ、該党五島地方ノ紛議ヲ奇貨トシ之ヲ鼓動スルニ至ルハ眼前ノ儀…」⁽²⁶⁾

この復命書には、東洋社会党の主張はドイツの「社会党ノ主義」と同じであること、彼ら「社会党」は農村の紛議に介入し小民を煽動することでその主張を広めようとしていること、伊万里地方では「社会党」が「加地子米猶予地一件」の紛争に介入し、数千人の人民がそれに応じて「貧富平均主義」になびきつつあること、「社会党」の影響は伊万里から島原、さらに五島列島へと広がる見込みであること、などが記されている。

上に触れられている「加地子米猶予地一件」とは、旧佐賀藩主鍋島閑叟が天保年間から実施した小作人救済のための土地制度（加地子米猶予地制）を背景に、伊万里地方など西松浦郡で明治初年から続いてきた土地所有権をめぐる地主・小作農間の紛争のことである。内務卿山田顕義は小作農

(25) 「第三百二十九号議案 集会条例改正追加ノ儀」（『元老院会議筆記（前期第十二巻）』元老院会議筆記刊行会、1966年、510頁）。

(26) 我部政男編『明治十五年十六年地方巡察使復命書（上）』三一書房、1980年、276～277頁。

の不满を抑えて行政権による処置を断行すべく、82年5月司法卿の同意もとりつけていた⁽²⁷⁾。ところが、紛争が最終局面に入ったちょうどその時、第1節(2)で触れた『朝野新聞』記事(5月14日付)および上記復命書の伝えるように「東洋社会党松浦部三千余名総代」の名義で閑叟を称える扁額が献納されたのであった。それは、追い詰められた小作人らによる窮余の示威行動だったといえよう⁽²⁸⁾。

東洋社会党が長崎県各地の農民の紛議に介入し、火の手を煽りつつあるという脅威の念は、長崎県警察からの報告および新聞報道を通じ、内務卿ら中央官僚の頭の中で膨らんでいったと思われる。しかも東洋社会党の存在は、欧州の「社会党」「虚無党」の「邪党」イメージと結びつけられていた。渡辺が上記復命書を発した翌日の6月20日、内務卿は改正集会条例第十八条に基づき、東洋社会党を「治安ニ妨害アリト認め」結社禁止の処分に付したのである⁽²⁹⁾。それは、この条項による結社禁止が適用された最初の事例だった。

(2) 東洋社会党の結社禁止と自由民権運動

上記のとおり、改正集会条例は1882年6月3日、太政官布告第二十七号として公布された後、6月5日の在京各紙を通じて報知された。この改正条例に対し、各紙はいずれも社説で論評を加えている。新設された上記の第十八条に限定して、在京各紙の論評内容を以下に検討しよう。

まず『東京日日新聞』は、第十八条の結社・集会の禁止権について、「是レ内務卿ガ政談ノ結社集会ニ向テ取締ヲナスニ必要ノ職権」であるとし、「禁止ノ事タル容易ニスベキニ非ラズ」という留保を付けつつも、「結社集会ニシテ実ニ治安ニ妨害アリト認めラレンニハ、内務卿ニハ之レヲ禁止スルノ権アリテ然ルベキ義ナリ」と肯定的に論じている⁽³⁰⁾。それは親政府派新聞としての同紙の性格からして当然といえよう。

改正集会条例は民権派の政党活動に深刻な制約を加え、とくに第十八条は政党の生殺与奪の権を内務卿に与えるものであったから、民権派にとって死活的な重大性をもっていた。『朝野新聞』は第十八条の規定を「改正中ノ最モ注目ス可キ点ニシテ、又緻密中ノ緻密ナル者」⁽³¹⁾であるとするが、同紙は筆禍による発行停止処分が解けたばかりであったためか、条文に対する具体的な分析や批判を展開していない。この条文の本質についての的確な批評を加えているのは、『東京横浜毎日新聞』の社説である⁽³²⁾。それによれば、「第十八条ハ凡テノ結社集会ヲ禁止スルヲ得ル権力ヲ以テ之ヲ内務卿ニ附与シタル者」であり、いったん治安に妨害ありと認定されれば「刻苦経営セル結社集会モ一朝ニ之ヲ禁止」されてしまう。しかもその「認定」にあたって「治安ニ妨害アルヤ否ヲ証スベキ約束条

(27) 「加地子米猶予地」をめぐる問題については、三溝博之「加地子問題と地租改正」(『国学院大学経済学研究』13輯、1982年3月)参照。

(28) 東洋社会党と加地子米猶予地をめぐる農民紛争との関係については、高木、前掲論文、64～67頁で検討されている。

(29) 「社会党禁止ノ儀上申」公文録・明治十五年・第四十二卷・明治十五年六月・内務省四、No.34(国立公文書館、公03250100)。

(30) 「集会条例(第四)」(『東京日日新聞』1882年6月9日)。

(31) 「読第二十七号布告」(『朝野新聞』1882年6月6日)。

(32) 「第二十七号ノ布告ヲ読ム 第五」(『東京横浜毎日新聞』1882年6月15日)。

項」はなく、「之ヲ実施スルノ制限」もない。「今ヤ言論集会ノ権利ヲ挙テ之ヲ行政官ノ認定ニ委ネ」てしまった状況で、この条例が政府によって具体的にどのように運用されるかは、自由民権運動の今後を左右する重大な問題となったのである。

改正集会条例第十八条による東洋社会党の結社禁止は、7月7日に長崎警察署長から樽井藤吉に言い渡された。その事実は長崎の『西海新聞』7月13日付記事⁽³³⁾で報じられ、同じ記事が大阪の『大東日報』（7月18日）、『朝日新聞』（7月19日）に転載された後、さらに『東京日日新聞』（7月20日）、『東京横浜毎日新聞』（7月21日）で報道されるなど、東洋社会党解散の報はたちまち大阪・東京を駆け巡ったのである。

大阪の『日本立憲政党新聞』は7月29日、東洋社会党の解散に関し、「同党员某氏〔樽井藤吉のこと一引用者注〕より聞き得たる同党解散の始末」として、樽井が長崎警察署に召喚された際に署長から受けた事情聴取の内容、結社禁止が言い渡された具体的状況、樽井が警察署に提出した上申書の文面、および「東洋社会党々則草案」の各条文、等を詳しく報道した。この記事は、『朝野新聞』（8月2・3・4日）、『東京横浜毎日新聞』（8月2・4日）、『東京日日新聞』（8月2・3・4日）、『郵便報知新聞』（8月3日）、『自由新聞』（8月3・4日）など、在京各紙にただちに転載された。そのことは、改正集会条例第十八条の最初の発動が、人々の深い関心を集めたことを物語っている。東洋社会党に権力が与えた打撃は、民権派にとって決して他人事ではなかったのである。

このように民権派各紙は東洋社会党弾圧事件に注目したが、しかしもっぱら事態を静観するにとどまり、この事件に対する論評を公にしないまま沈黙してしまった。東洋社会党は「国体ヲ破壊」する「邪党」である、といった激烈な攻撃が親政府派各紙から繰り返されていたのに加え、多くの民権派もまた「社会党」=「邪党」という通念を内面化していた。「邪党」を庇うものと疑われかねない言論を民権派が避けたのも、ゆえなしとしない。そうした状況で、管見の限りでは唯一、『日本立憲政党新聞』が社説「東洋社会党ノ解散」を連載し（7月25・26・27日）、この事件を「我国党派解散ノ濫觴」として「該党ノ解散セラレタル当否」を追究していることは注目に値しよう。

同社説は、東洋社会党の党則のうち綱領三か条（第1節（2）を参照）に検討を加え、次のように論じる。まず、綱領の第一・二条は人間社会の一般的な規準・目的を述べたにすぎず、解散を命ぜられる理由になりようがない。第三条に掲げられた「平等自主」の主義は、昔は「異端」「邪説」扱いされたこともあったが、今日ではこの「主義」に「道理」のあることがおおむね認められている。ただし、東洋社会党が仮に、「政治世界ノ高低ヲ平等ニスルニ止マラズ、社会ノ凸凹ヲモ平等ニ」するため、「貧富ノ平均」を実行し「財産私有ノ権ヲモ打破」しようとするのであれば、どうだろうか。確かにわれわれも「社会ノ凸凹」を憎む者であるが、同時に「国家ノ治安ト両立スル限りニ平等主義ヲ進メントスル」者である。そして「現時ノ社会ハ数千年来凸凹ノ基礎上ニ立ち来リ、因襲ノ久シキ、一朝之ヲ平カニシ之ヲ均クセントセバ、社会ノ安寧ヲ破ラザルヲ得ザルモノ」があるため、われわれはそうした「極端」な主張に同意できない。しかし、仮に東洋社会党の主張する「平等主

(33) 国立国会図書館所蔵マイクロフィルムの当該記事は日付部分が破損しているが、同日の紙面に旧暦5月28日と記載されていることから、7月13日付と推定できる。なお同記事には7月6日に樽井が警察署に召喚され解散を申し渡されたとあるが、後述する7月29日付『日本立憲政党新聞』によれば、樽井への尋問は7月6・7日の二日間行われ、結社禁止の言い渡しは7日だったことがわかる。

義」が「極端」なものであるとしても、それだけでは権力によって解散を命ぜられる理由にはならない、と同社説は主張する。

「元来政府ガ政令法律ヲ以テ管治檢束スル所ハ、人民ノ行為ニ止リテ、単純ノ説ノ上ニ加フベキニアラズ。…(中略)…其説ヲ実ニセバ如何ニ社会ヲ害スルモノナルモ、未ダ単純ノ理論タルニ止ル限リハ政府ノ決シテ干涉スベキニ非ラザレバ、何人ニテモ此限リノ内ニアラン以上ハ、如何ナル理論ヲ信ジ且唱フルモ、固ヨリ各人ノ自由タルヲ疑フ可ラズ。左レバ、東洋社会党ノ平等自主ノ主義タル、其極端ニマデ之レヲ遂ヒ、貧富平均ノ説、無政府ノ説ヲ唱フル者ナラシムルモ、之レヲシテ単純ノ理論ノ限界ニ止マラシメバ、決シテ政府ガ其ノ之レヲ唱フルヲ禁遏スベキニ非ラザルナリ」⁽³⁴⁾

政府が人民に干渉を加えるのは、人民の実際の「行為」が社会の安寧を破ったときに限られるべきだ。いかなる主張であれ、それが「理論」の範囲にとどまる限り、それを唱えるのは各人の自由である。したがって、仮に東洋社会党が「貧富平均ノ説」や「無政府ノ説」を唱えるものであったとしても、それが理論にとどまる限り、政府は決してこれを弾圧してはならない。ましてや「東洋社会党ノ平等主義タル、斯ル極端ニ及ブモノナルヤ否ヤ」すら不分明である以上、党則綱領を理由として同党を解散させることはできないはずだ、というのである。同社説のこうした主張は、言論・思想・結社をめぐる市民的自由の擁護という原則に立ち、政府の東洋社会党弾圧に異を唱えたものといえよう。社説はさらに次のように自説を展開する。

「東洋社会党ノ党則ヲ觀察スルニ、其規準トスル所、其目的トスル所、及び其主義トスル所ノ三条ハ、何レモ皆道義ノ正ニ由リ、理論ノ根ニ基キタルモノニシテ、概ネ今日開明諸邦ノ人民ガ普通ニ把持信奉スル所ノモノト大ナル径庭アルヲ観ザルナリ。余輩社会党ニ非ラザルモ、此党則ニ掲グル三条ニ至テハ、只平等主義ニ少ク緩急ノ異ナキニ非ラザルヲ知ルト雖ドモ、其他ハ要スルニ意見ヲ同ウセザルヲ得ズ」⁽³⁵⁾

東洋社会党の綱領はいずれも「道義ノ正」「理論ノ根」に基づいている。われわれは「社会党」ではないが、その「平等主義」の「緩急」についての見解の違いを除けば、東洋社会党の綱領と同意見だ、というのである。この社説はさらに、「天賦ノ道義心ト平等自由ノ法則ヲ重ズルノ精神」を涵養すれば「政治法律」はやがて「無用ノ長物」となり、「政府廢滅ノ日ハ即チ吾人ガ希図スル所ノ真正ノ文明世界ニ達スルノ時」である、という東洋社会党の主張も、決して「詭激妄誕」の説ではなく、「平々ノ理」であるとして、理解を示している。

「社会党」は国家の秩序や皇室の安寧を脅かす「邪党」だと喧伝されていた当時であって、東洋社会党の主張をあえて「開明諸邦ノ人民ガ普通ニ把持信奉スル」自由民権思想の延長線上に置いて評

(34) 「東洋社会党ノ解散」(『日本立憲政党新聞』1882年7月26日)。

(35) 同上、1882年7月27日。

価するこの社説の態度は、注目に値する。それは、城多虎雄の「論欧洲社会党」と並び、東洋社会党の登場によって提起された社会的平等という課題を正面から受けとめようとする見解が民権派の中にあったことを示しているのである⁽³⁶⁾。

おわりに

以上、本稿は新聞・雑誌および官憲史料の分析を通じて、東洋社会党の出現が日本社会にどのようなインパクトを与えたのかを、当時の社会主義観とあわせて考察してきた。各メディアの関心の中心は、「危激暴戾ノ邪党」とされた欧州の「社会党」と東洋社会党とがいかなる関係にあるのか、という点にあった。親政府派の諸新聞はこれを欧州の「社会党」と同種の「邪党」と断定し、国家の安寧に対する脅威として政府の権力による禁止処分を要請する一方、「邪党」を庇うものとして民権派を非難した。政府はこうした主張に沿う形で、集会条例を改正したうえ、その結社禁止条項の最初の適用例として東洋社会党を処分したのである。為政者にとって、「社会党」「虚無党」に対する得体の知れない恐怖が、東洋社会党の実態からかけ離れた脅威のイメージを倍加させたと思われる。

官憲および親政府派各紙が東洋社会党を断固撲滅する意志で一致していたのに対し、民権派の態度はまちまちであった。東洋社会党に対する政府の強権的弾圧に際して、民権派新聞の大多数が傍観者として沈黙してしまったのは、「社会党」＝「邪党」という通念を内面化させていたためであろう。彼ら民権派は、東洋社会党の圧殺後、政府の弾圧の拳が直ちに方向を転じて自分たちの頭上へと振り落とされることを、どこまで予見していただろうか。これと同様の構図に基づく弾圧は、社会主義を「邪説」とみなす支配的言説のもと、その後も日本近代史の中で繰り返されてゆくのである。だからこそ、東洋社会党の主張の真っ当さをあえて弁護し、言論・思想・結社をめぐる市民的自由の擁護という原則に立って、政府の東洋社会党弾圧に異を唱えた『日本立憲政党新聞』の態度は、今なお顧みられるべき意義があると思われる。

（おおた・ひであき 東北師範大学歴史文化学院教授）

※ 本稿では史料の引用に際して、仮名遣い等の表記は原則として注記の史料に従ったが、漢字は常用の漢字に改め、変体仮名・合字については現行の仮名に改めてある。なお読みやすさを考慮して、適宜原文の句読点を改め、濁音・半濁音符号を補い、難読の漢字にはふりがなを付した。

(36) 『日本立憲政党新聞』の前身である『大阪日報』（1876年創刊の民権派紙で、82年2月「立憲政党」の機関紙『日本立憲政党新聞』へ改組・移行した。両紙を通じて論説陣の中心は古沢滋であった）は、1881年7月5・6・12・13日に社説「貧富懸隔ノ事ヲ論ズ」を連載し、経済的・社会的不平等の問題を提起するなかで、「社会党」の「財産共有ノ説」＝「コンミュニズム」に触れている。同社説によれば、「社会党」の主張は一概に排斥されるべきでなく、「今日ノ財産私有」が「不正不理ナル配分」に基づいているのは事実であり、それを批判する「コンミュニズム」は「理論ニ於テ甚ダ美ナル者」がある。ただし、「今日ノ人類ノ有様」において「コンミュニズム」を実行して有効に目的を達成できるかどうかは未知数であるから、「貧富懸隔ノ弊ヲ医ス」の方法としてただちに「コンミュニズム」に賛同することもできない、としている（7月13日）。このように、経済的・社会的不平等の問題をめぐる「社会党」の主張に一定の理を認めようとする『大阪日報』社説の論旨は、「社会党」を邪党視する当時の一般的な風潮において、例外に属するものであった。こうした同紙の姿勢が、東洋社会党をめぐる『日本立憲政党新聞』社説の趣旨にも受け継がれているように思われる。